資料３－１

千葉市高齢者保健福祉推進計画
（介護保険事業計画）【計画年度：平成27年度～29年度】
概要（案）

※　本資料は、１１月２８日時点の検討状況を基に作成しています。今後の検討状況により内容の変更がありますのでご留意願います。

目次

第１章　計画の策定にあたって……1
１　計画策定の趣旨……1
２　計画の位置づけ……1
３　計画の期間……2
第２章　高齢者を取り巻く状況……3
１　高齢者人口等の推移……3
２　介護保険制度改正の概要……5
３　日常生活圏域……7
第３章　計画の基本的な考え方について……9
１　基本理念・目標……9
２　施策の取り組み状況と今後の課題……9
３　今後の方向性……11
◆施策の体系……12
第４章　施策の取り組み内容について……13
１　地域包括ケアシステムの構築・強化……13
２　生きがいづくりと社会参加の促進……15
３　尊厳ある暮らしの支援……15
４　介護基盤の整備……15
５　介護保険サービスの提供……16
第５章　計画の推進に向けて……16
１　体制整備の推進……16
２　進行管理と事業評価……16

第１章　計画の策定に当たって

１　計画策定の趣旨

わが国では、超少子高齢社会が急速に進行しており、2025 年（平成 37 年）には団塊の世代が全て 75 歳を迎えるなど、ひとり暮らし高齢者世帯や高齢者夫婦のみの世帯、さらには認知症の高齢者の増加が予想されています。この状況は、千葉市においても決して例外ではなく、平成 27 年には４人に１人が高齢者となるとともに、ひとり暮らしの高齢者世帯においても、平成 17 年から平成 29 年にかけて、約 2.82 倍に増加するものと見込まれています。

限りある財源のなかで、これまでと同水準で多様な介護サービスを確保するためには、抜本的な制度の見直しが必要となります。

平成 27 年４月から施行される介護保険制度の改正では、可能な限り住み慣れた地域で高齢者が自立した生活が送れるよう、その人の状態に応じて、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく提供する「地域包括ケアシステム」の構築・強化を図ることが示されています。

千葉市の高齢者保健福祉推進計画（介護保険事業計画）は、高齢者福祉に関する事業や介護保険制度の円滑な実施に関する総合的な計画として、取り組むべき課題、目標等を定めており、改正介護保険制度を踏まえ、平成 24 年度に策定した計画【平成 24 年度～26 年度】を見直し、2025 年（平成 37 年）を見据えた新たな計画【平成 27 年度～29 年度】を策定するものです。

２　計画の位置づけ

高齢者保健福祉推進計画は、老人福祉計画と介護保険事業計画を一体のものとして策定する計画です。

老人福祉計画は、老人福祉法第 20 条の８に基づき、介護保険とそれ以外のサービスを組み合わせ、介護予防、生きがいづくりを含め、高齢者に関する地域における福祉水準の向上を目指すものです。

介護保険事業計画は、介護保険法第 117 条に基づき、介護保険給付サービス量の見込みとその確保策、制度の円滑な実施に向けた取り組みの内容を定める計画です。

また、高齢者保健福祉推進計画の策定に当たっては、市民と行政が連携・協働して地域で支え合う仕組みづくりを推進する「支え合いのまち千葉推進計画（第３期千葉市地域福祉計画）をはじめ、他の関連する個別計画との連携を図るとともに、高齢者保健福祉施策の基本的方針を示すものとします。

◆高齢者保健福祉推進計画と他の計画の関係

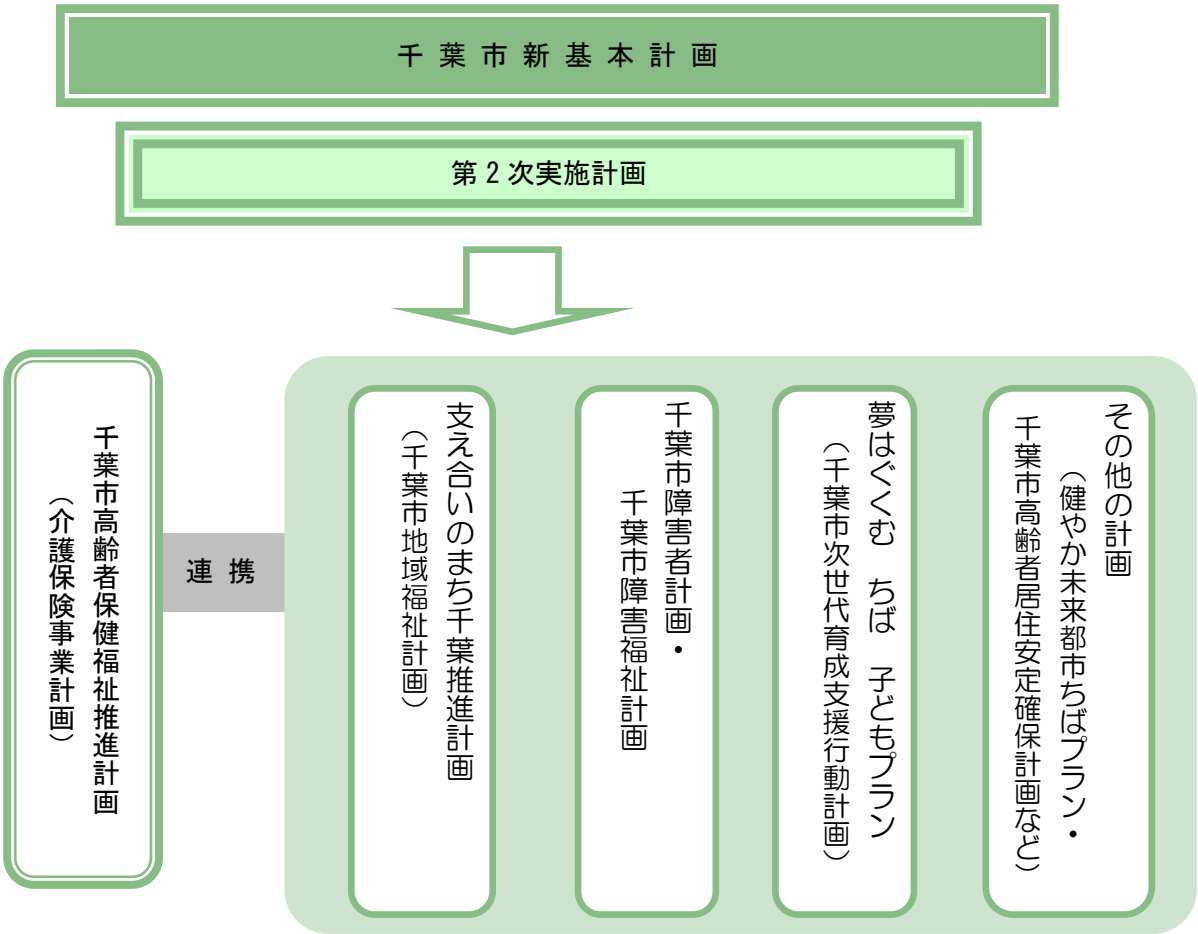

3　計画の期間

この計画は、平成 27 年度を初年度とし、平成 29 年度を目標年度とする 3 か年の計画とします。また、計画期間が終了する平成 29 年度には、評価、見直しを行います。あわせて、高齢化が一段と進む 2025 年（平成 37 年）を見据え、「地域包括ケアシステム」を視野に入れた計画とします。

◆第6期計画の計画期間

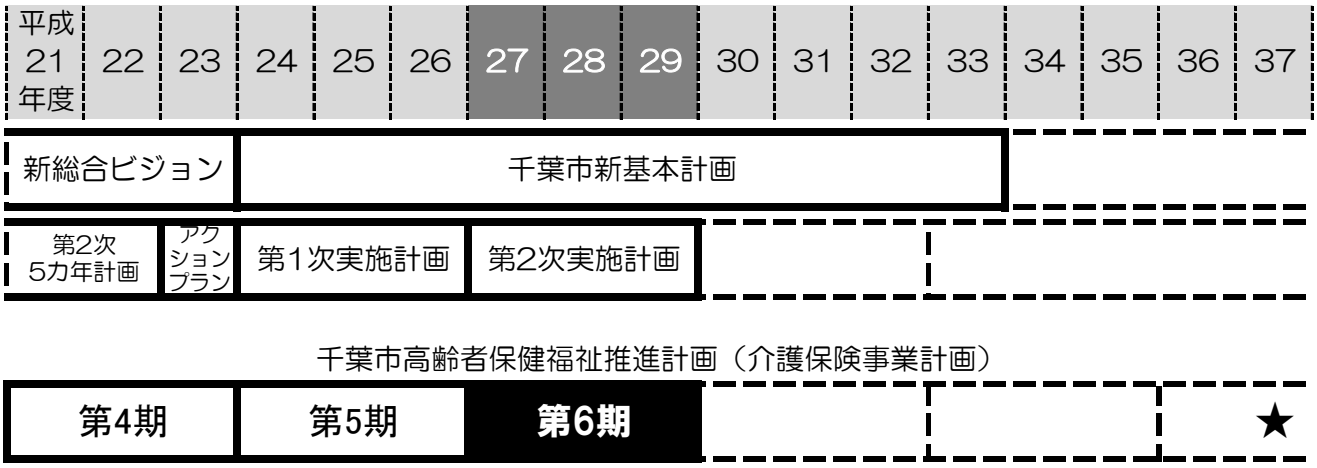

第２章　高齢者を取り巻く状況

１　高齢者人口等の推移

① 高齢者人口、高齢化率の推移

高齢者人口はさらに増加、なかでも 75 歳以上の増加が著しい

◆高齢者人口の推移

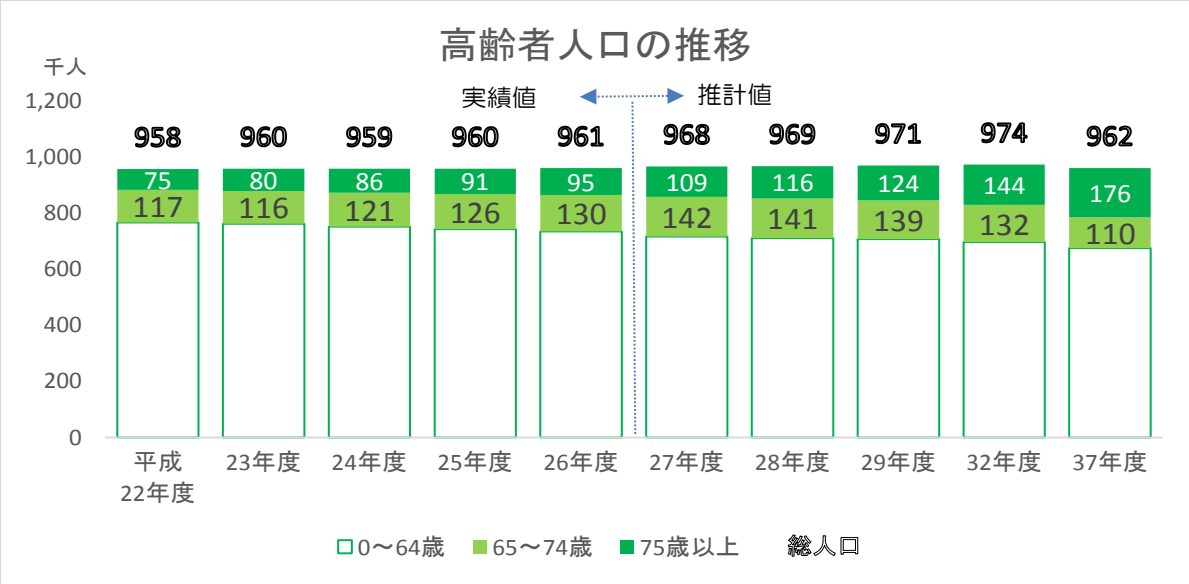

◆高齢化率の推移

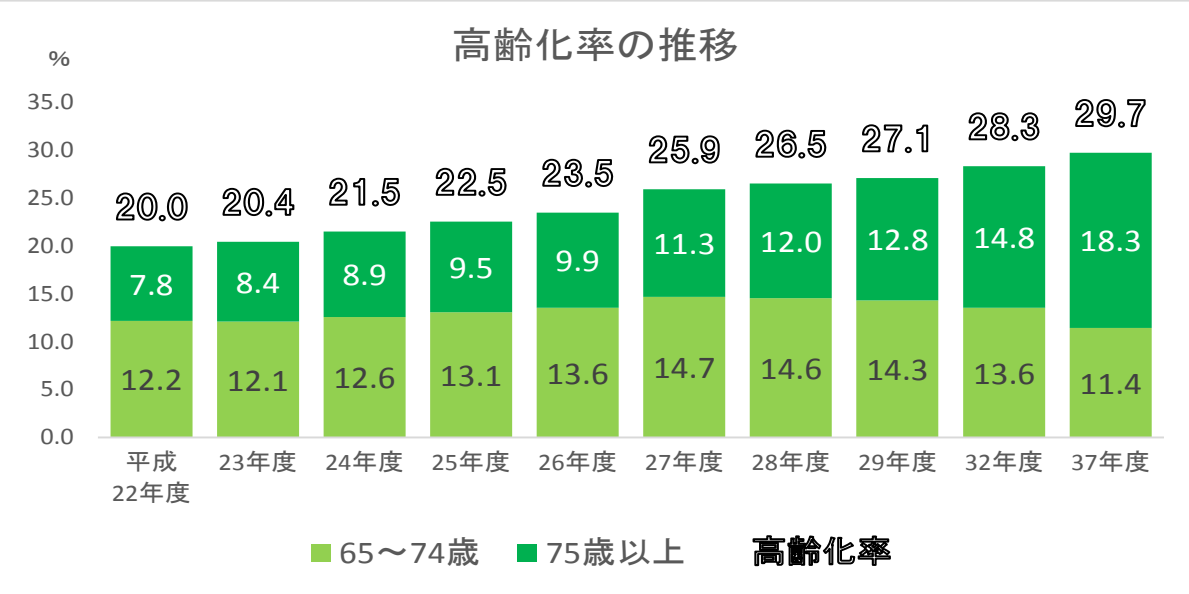

②一人暮らし高齢者数の推移

一人暮らし高齢者は平成 37 年度に２０％を超える見込み

◆一人暮らし高齢者数の推移

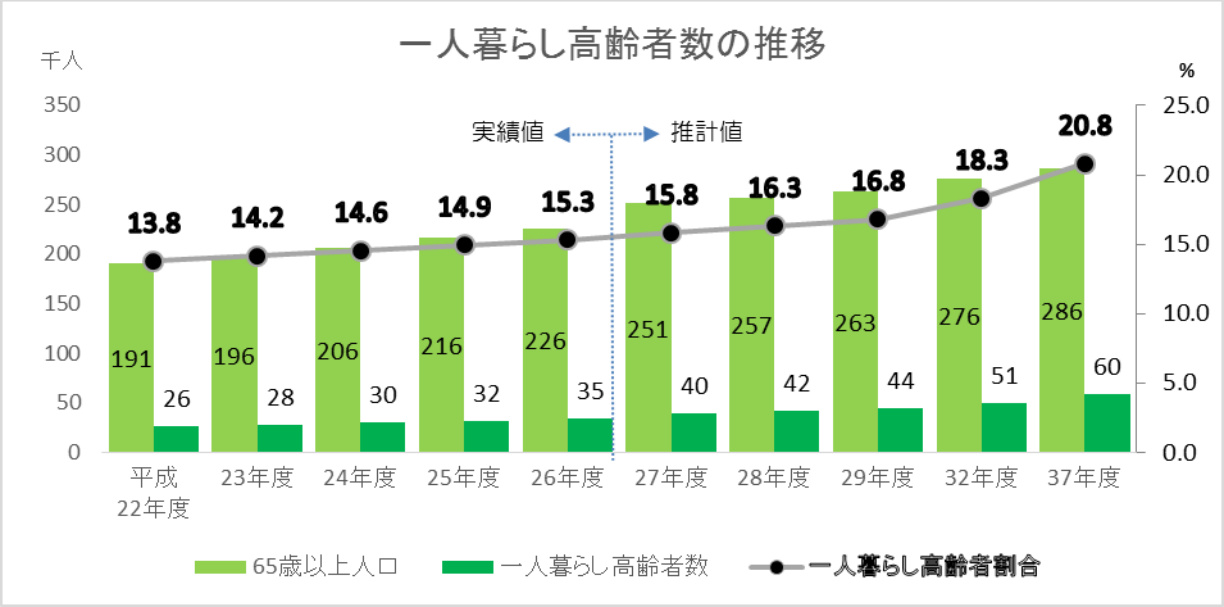

③ 認知症高齢者数の推移

認知症高齢者も増加しており、平成 37 年度には 12.8%へ

◆認知症高齢者数の推移

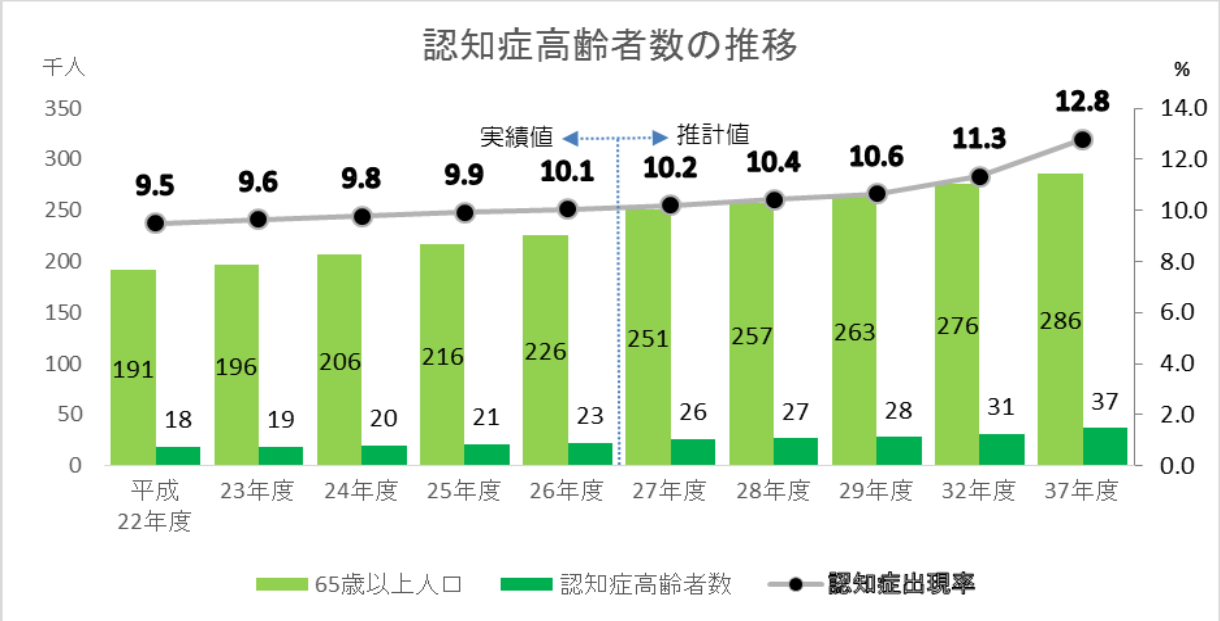

注：認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ：日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。（H24.8 厚生労働省推計より）

２　介護保険制度改正の概要

平成27年度介護保険制度改正では、地域包括ケアシステムの構築と介護保険制度の持続可能性の確保を基本的考え方としており、主な改正事項は次のとおりです。

●地域包括ケアシステムの構築

主な事項	見直しの方向性
○在宅医療･介護連携の推進	○在宅医療拠点機能の構築 ○地域支援事業の包括的支援事業に連携推進を追加
○認知症施策の推進	○地域支援事業の包括的支援事業に位置付け
○地域ケア会議の推進	○ケアマネジメントの質の向上、地域課題の把握、資源開発や地域づくり ○地域支援事業の包括的支援事業に位置付け
○生活支援･介護予防の充実	○サービスの担い手の養成及びネットワークの構築、コーディネーターの配置 ○居場所と出番づくり、住民運営の場の充実と地域づくり ○地域支援事業の包括的支援事業に位置付け
○地域包括支援センターの機能強化	○役割に応じた適切な人員体制の確保 ○センター間の役割分担・連携強化
○介護予防給付(訪問・通所介護)の地域支援事業への移行	○平成29年４月までに総合事業を実施、予防給付のうち、訪問介護・通所介護を平成29年度末までに地域支援事業に移行 ○新たな総合事業は介護予防・生活支援サービス事業と一般介護予防事業とし、内容は法に基づく指針でガイドラインを明示
○特別養護老人ホームの中重度者への重点化	○平成27年４月１日以降、入所者を原則要介護３以上に限定、要介護１・２は特例入所(既入所者を除く)

●費用負担の公平化

主な事項	見直しの方向性
○一定以上所得者の負担割合の見直し	○一定以上所得者の自己負担割合を１割から２割に引き上げ
○補足給付の見直し（資産等の勘案）	○低所得の施設利用者の食費・居住費を補填する「補足給付」の要件に資産等を追加 ・世帯分離している配偶者の所得 ・預貯金等が単身1,000万円、夫婦2,000万円以下 ・非課税年金（遺族年金・障害年金）
○第一号保険料の多段階化・軽減強化	○標準段階の見直しに加え、給付費の５割の公費とは別枠で公費を投入し、住民税非課税世帯の保険料の軽減割合を拡大
○住所地特例の見直し	○サービス付き高齢者向け住宅のうち、有料老人ホームに該当するものについては、住所地特例を適用（平成27年４月１日以降の入居者が対象）

●その他

主な事項	見直しの方向性
○在宅サービスの見直し	○小規模通所介護を地域密着型サービスへ移行（平成28年４月１日までに施行、１年以内に条例化） ○事業者の事前登録（住宅改修） ○平成30年４月に居宅介護支援事業者の指定権限を市に移譲
○介護サービス情報公開制度の見直し	○地域包括支援センター、生活支援サービス、介護従業者に関する情報、法定外の宿泊サービスについての情報公表
○計画策定の考え方の見直し	○2025年を見据えた介護保険事業計画の策定（地域包括ケア計画、中長期的な推計）

介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）の構成

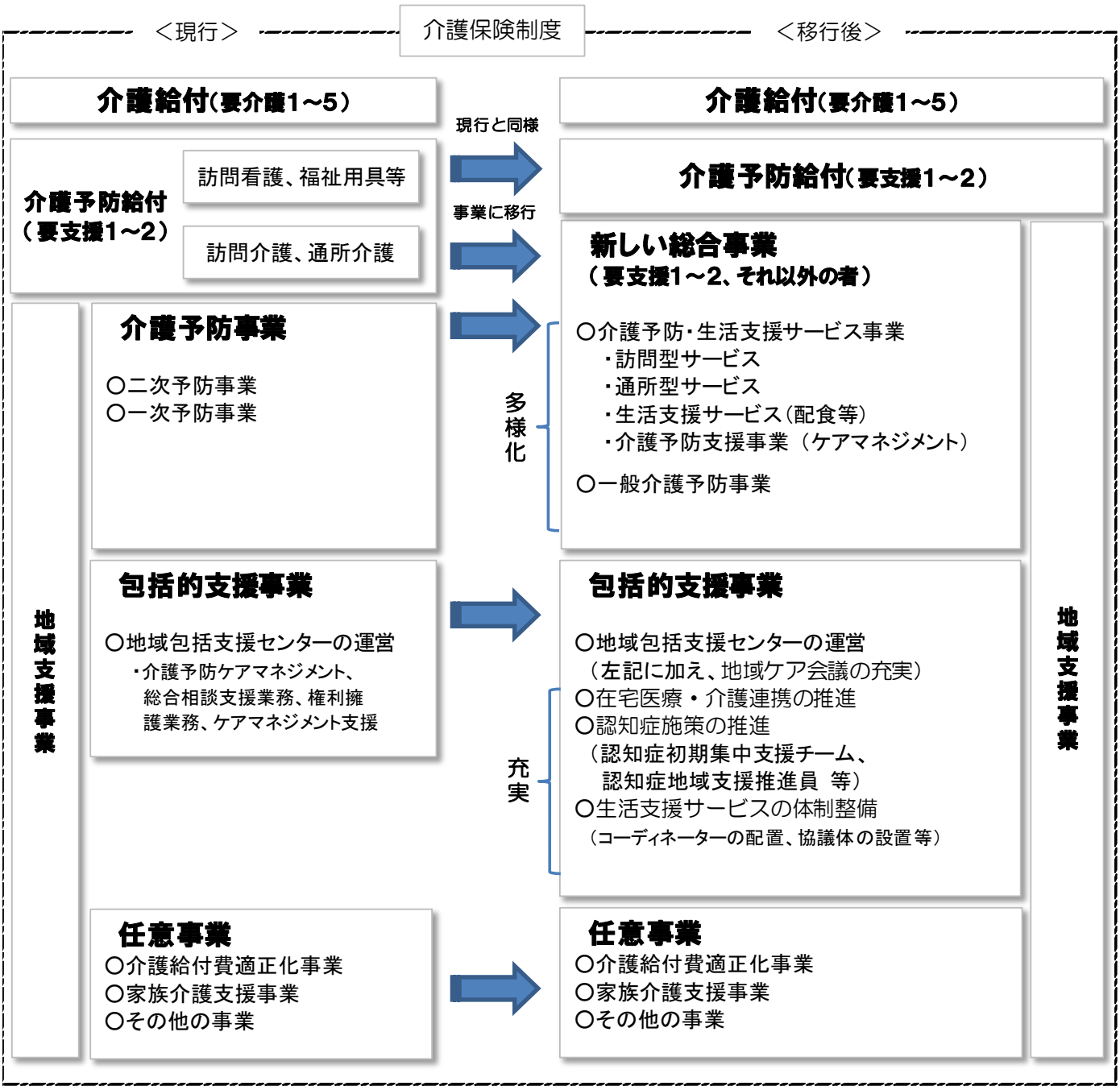

３　日常生活圏域

本市では、高齢者人口の増加、町丁や団地などの「地域のまとまり」、関係機関・団体等との連携のしやすさなどを踏まえ、平成24年10 月から24 の圏域を設定しています。

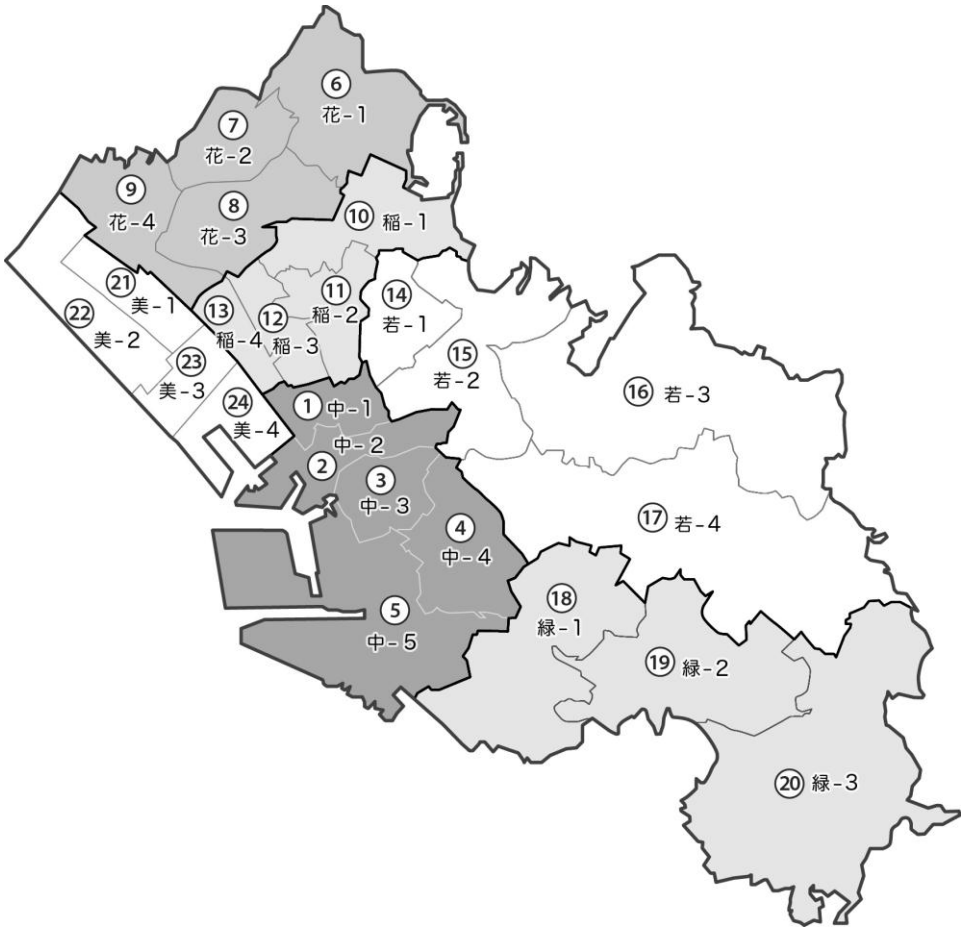

日常生活圏域の人口

日常生活圏域名	人口（人）	高齢者人口（人）	高齢化率（%）	日常生活圏域名	人口（人）	高齢者人口（人）	高齢化率（%）
①中央区１	38,560	9,017	23.38	⑬稲毛区４	30,086	6,088	20.24
②中央区２	41,795	7,489	17.92	⑭若葉区１	35,878	8,849	24.66
③中央区３	31,572	6,885	21.81	⑮若葉区２	59,681	13,858	23.22
④中央区４	38,053	9,783	25.71	⑯若葉区３	36,852	11,823	32.08
⑤中央区５	51,182	10,762	21.03	⑰若葉区４	18,165	7,603	41.86
⑥花見川区１	28,898	9,036	31.27	⑱緑区１	59,666	7,949	13.32
⑦花見川区２	33,378	10,797	32.35	⑲緑区２	21,407	5,690	26.58
⑧花見川区３	50,823	13,091	25.76	⑳緑区３	45,497	10,738	23.60
⑨花見川区４	64,972	11,603	17.86	㉑美浜区１	28,482	7,214	25.33
⑩稲毛区１	41,525	11,187	26.94	㉒美浜区２	56,020	10,790	19.26
⑪稲毛区２	43,994	11,057	25.13	㉓美浜区３	43,550	10,630	24.41
⑫稲毛区３	40,318	8,488	21.05	㉔美浜区４	21,062	5,341	25.36
				合計	961,416	225,768	23.48

平成 26 年９月末現在

区	圏域番号	あんしんケアセンター名	町名	図中番号
中央区	1	新千葉	院内、春日、要町、栄町、汐見丘町、新千葉、椿森、道場北町、道場北、登戸、東千葉、弁天、松波、祐光	①
	2	中央	旭町、亀井町、亀岡町、新宿、新田町、新町，神明町、千葉港、中央、中央港、鶴沢町、出洲港、道場南、問屋町、東本町、富士見、本千葉町、本町、都町	②
	3	千葉寺	青葉町、市場町、稲荷町、亥鼻、葛城、寒川町、末広、千葉寺町、長洲、港町、矢作町	③
	4	松ケ丘	赤井町、大森町、川戸町、大巌寺町、仁戸名町、花輪町、星久喜町、松が丘町、宮崎町	④
	5	蘇我	今井町、今井、鵜の森町、生実町、川崎町、塩田町、白旗、蘇我町、蘇我、新浜町、浜野町、南生実町、南町、宮崎、村田町、若草	⑤
花見川区	1	こてはし台	内山町、宇那谷町、柏井町、柏井、こてはし台、三角町、大日町、千種町、み春野、横戸台、横戸町	⑥
	2	花見川	天戸町、作新台、長作町、長作台、花島町、花見川	⑦
	3	花園	朝日ヶ丘、朝日ヶ丘町、犢橋町、さつきが丘、浪花町、西小中台、畑町、花園町、花園、瑞穂、宮野木台	⑧
	4	幕張	検見川町、武石町、幕張町、幕張本郷、南花園	⑨
稲毛区	1	山王	柏台、小深町、山王町、長沼町、長沼原町、宮野木町、六方町	⑩
	2	天台	あやめ台、作草部町、作草部、園生町、千草台、天台町、天台、萩台町	⑪
	3	小中台	穴川町、穴川、小中台町、小仲台、轟町、弥生町	⑫
	4	稲毛	稲丘町、稲毛、稲毛台町、稲毛町、稲毛東、黒砂、黒砂台、緑町	⑬
若葉区	1	みつわ台	愛生町、都賀の台、殿台町、西都賀、原町、東寺山町、みつわ台、源町	⑭
	2	桜木	貝塚町、貝塚、加曽利町、桜木、桜木北、高品町、都賀、若松町、若松台	⑮
	3	千城台	大井戸町、大草町、太田町、小倉町、小倉台、御成台、小間子町、金親町、上泉町、北谷津町、御殿町、坂月町、更科町、下泉町、下田町、旦谷町、千城台北、千城台西、千城台東、千城台南、富田町、谷当町	⑯
	4	大宮台	五十土町、和泉町、大広町、大宮町、大宮台、川井町、北大宮台、古泉町、佐和町、高根町、多部田町、中田町、中野町、野呂町、	⑰
緑区	1	鎌取	大金沢町、落井町、おゆみ野、おゆみ野有吉、おゆみ野中央、おゆみ野南、鎌取町、刈田子町、小金沢町、椎名崎町、富岡町、中西町、東山科町、平山町、古市場町、辺田町、茂呂町	⑱
	2	誉田	大膳野町、高田町、平川町、誉田町、	⑲
	3	土気	あすみが丘、あすみが丘東、板倉町、大木戸町、大椎町、大高町、大野台、越智町、小山町、上大和田町、下大和田町、高津戸町、土気町、小食土町	⑳
美浜区	1	真砂	稲毛海岸５丁目、中瀬１丁目、ひび野１丁目、真砂、若葉	㉑
	2	磯辺	磯辺、打瀬、高浜５～６丁目、豊砂、中瀬２丁目、浜田、ひび野２丁目、幕張西、美浜	㉒
	3	高洲	稲毛海岸１～４丁目、高洲、高浜１～４・７丁目	㉓
	4	幸町	幸町、新港	㉔

第３章　計画の基本的な考え方について

１　基本理念・目標

理念　**支えあいがやすらぎを生む、あたたかなまちへ**

本市の中長期的な市政運営の基本指針である「千葉市新基本計画」では、「わたしから！未来へつなぐまちづくり」をまちづくりのコンセプトとするとともに、まちづくりの方向性の一つとして「支えあいがやすらぎを生む、あたたかなまちへ」を掲げています。

この理念を踏まえ、地域の実情に応じて高齢者が可能な限り住み慣れた地域で引き続き自立した生活が送れるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく提供する「地域包括ケアシステム」の構築・強化を図ります。

目標　**高齢者が心豊かに暮らせる長寿社会を創る**

高齢者が積極的に社会参加し、生きがいを持って生涯を明るくいきいきと充実した生活を送ることができるよう、環境整備を進めるとともに、要支援・要介護状態にならないよう、健康づくり・介護予防を推進し、たとえ介護が必要な状態になっても、社会全体で支えあい、心豊かに安心して暮らし続けられる、長生きして良かったと実感できる長寿社会の構築を目指します。

２　施策の取り組み状況と今後の課題

取り組み状況

○ 生きがいづくりと社会参加の促進

長年にわたり、社会の発展に寄与してきた高齢者が、自らの知識や経験を活かし、いつまでも社会の一員として生きがいを感じながら社会参加できるよう、高齢者の多様な活動を促進するとともに、就業やボランティア活動などを支援しています。

○ 健康づくり・介護予防の推進

高齢者が、要支援・要介護状態になることをできる限り予防し、健康でいきいきと自立した生活が続けられるよう、健康づくりや介護予防の取り組みを充実し、高齢者が意欲を持って積極的に健康づくり・介護予防に取り組むことができるよう支援しています。

○ 地域福祉と支え合い体制の構築

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、ひとり暮らし高齢者などを、地域で互いに助け合い、支え合うネットワークづくりにより、地域福祉の推進を図っています。

○　尊厳の確保

高齢者が住み慣れた環境の中でその人らしく尊厳を持ち暮らせるよう、認知症高齢者やその家族を支援しているほか、高齢者虐待の防止や成年後見制度の適切な利用につながる取り組みを進めています。

○　地域包括ケアの推進

介護保険、介護予防、医療との連携、生活支援、高齢者にふさわしい住まいの提供などのサービスを一体的かつ継続的に提供する地域包括ケアを推進するための取り組みを進めています。

課　題

○　本市でも、ひとり暮らし高齢者が増え、日々の暮らしに支援を必要とする高齢者が増加しています。

一方で介護保険制度を支える人口は減少傾向にあり、市の財源ですべてを充当することは難しくなることから、サービスの質・量と財源とのバランスを確保する必要があります。

○　今後、あんしんケアセンターの増設をはじめ、認知症施策の推進、在宅医療・介護連携の強化、新たな介護予防・日常生活支援総合事業の推進に取り組み、「地域包括ケアシステム」の構築・強化を図る必要があります。

○　「できる限り住み慣れた地域で、生涯現役で活躍できる生活」を送ることができるように、一人一人の健康づくりや介護予防への取り組みが重要となってきています。

・　介護保険制度創設から 12 年間で、65 歳以上の被保険者数は約 1.4 倍に、サービス利用者数は約３倍に増加しています。

2025 年（平成 37 年）には、約３人に 1 人が 65 歳以上、約５人に１人が 75 歳以上の超高齢社会となることが見込まれています。

超高齢社会においては、ひとり暮らしや夫婦のみの高齢者世帯や、介護が必要となる高齢者の増加が明らかです。

・　65 歳以上の４人に１人は認知症、もしくはその予備軍であるとの調査結果や、認知症の高齢者は適切なケアが提供されれば住み慣れた自宅で健やかに暮らし続けることが可能であることなどが公表されており、認知症施策の推進が急務です。

３　今後の方向性

地域包括ケアシステムにおいて、重要な役割を担う「あんしんケアセンター」については、今後の高齢者人口の増加や分布に応じて、センターの増設や職員の増員等、必要な機能の強化を図ります。

また、福祉・介護人材等の確保・育成並びにサービス事業者への対応等、サービス提供事業者等への支援・指導の強化を図ることで、サービスの質・量の向上に努めます。

要介護高齢者や支援を必要とする高齢者を地域で支えていくために、関係機関や事業者等と協働して、生活基盤となる多様な住まいを確保するとともに、切れ目なく介護、予防、医療、生活支援サービスが提供される体制づくりに努めます。

また、高齢者が健康でいきいきと自立した生活が続けられるよう、健康づくりへの取り組みの充実を図るとともに、高齢者等の日常生活の支援や地域づくりに元気な高齢者をはじめ、地域住民が支える側として参加できる環境を整備します。さらに、地域の課題解決に向け、支援が必要な高齢者等を地域で支える取り組みを促進するほか、地域ケア会議の活用、生活支援コーディネーター及び協議体を設置します。

一方で、認知症の高齢者やその家族等の在宅生活を支援するため、認知症の理解を深めるための啓発や医療と連携した早期発見・支援の仕組みづくりを推進するほか、医療・介護のサービスが必要な高齢者への在宅療養生活を支援する拠点整備に向け、その機能や役割・運営について、検討を進めます。

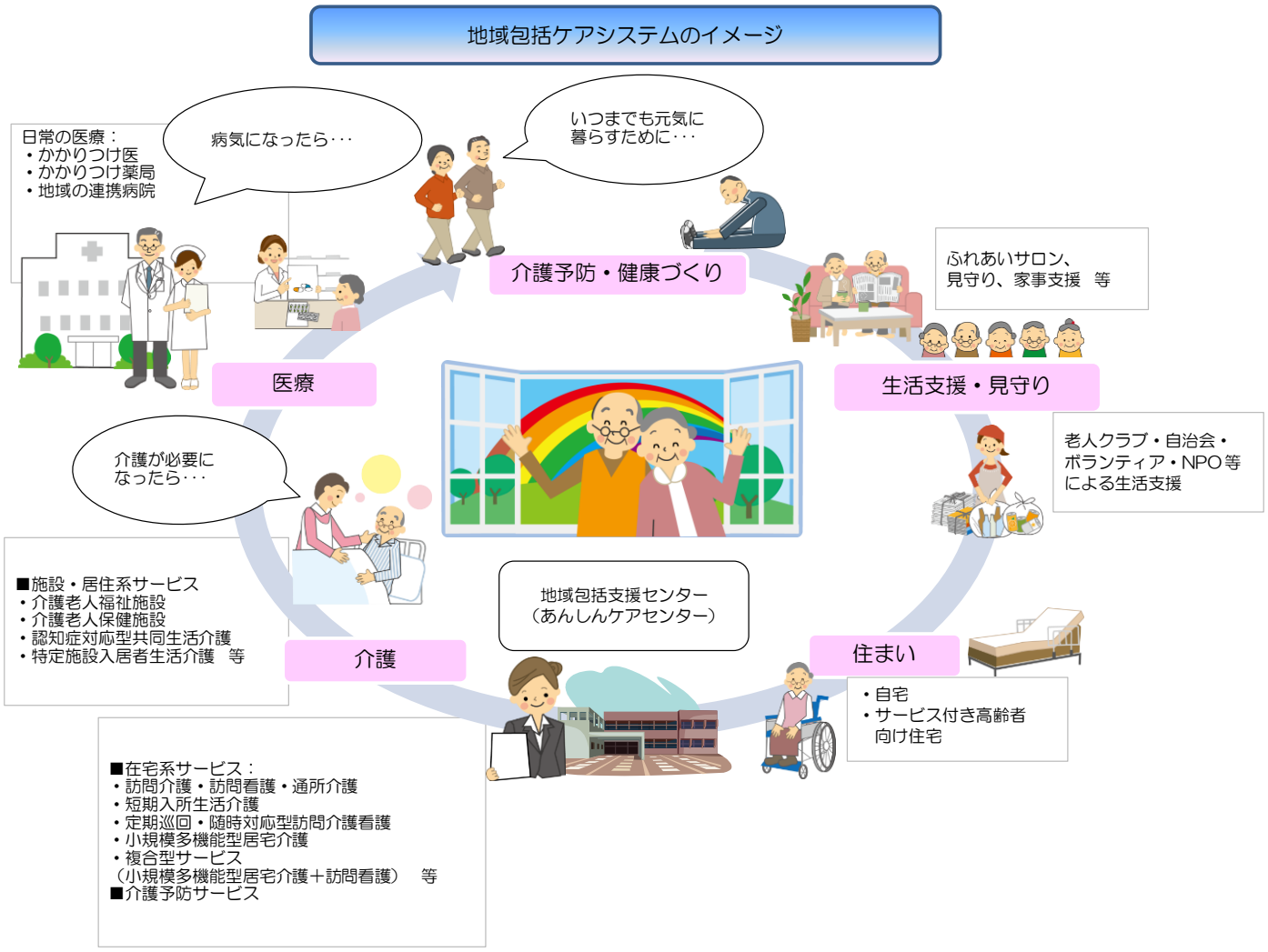

◆施策の体系

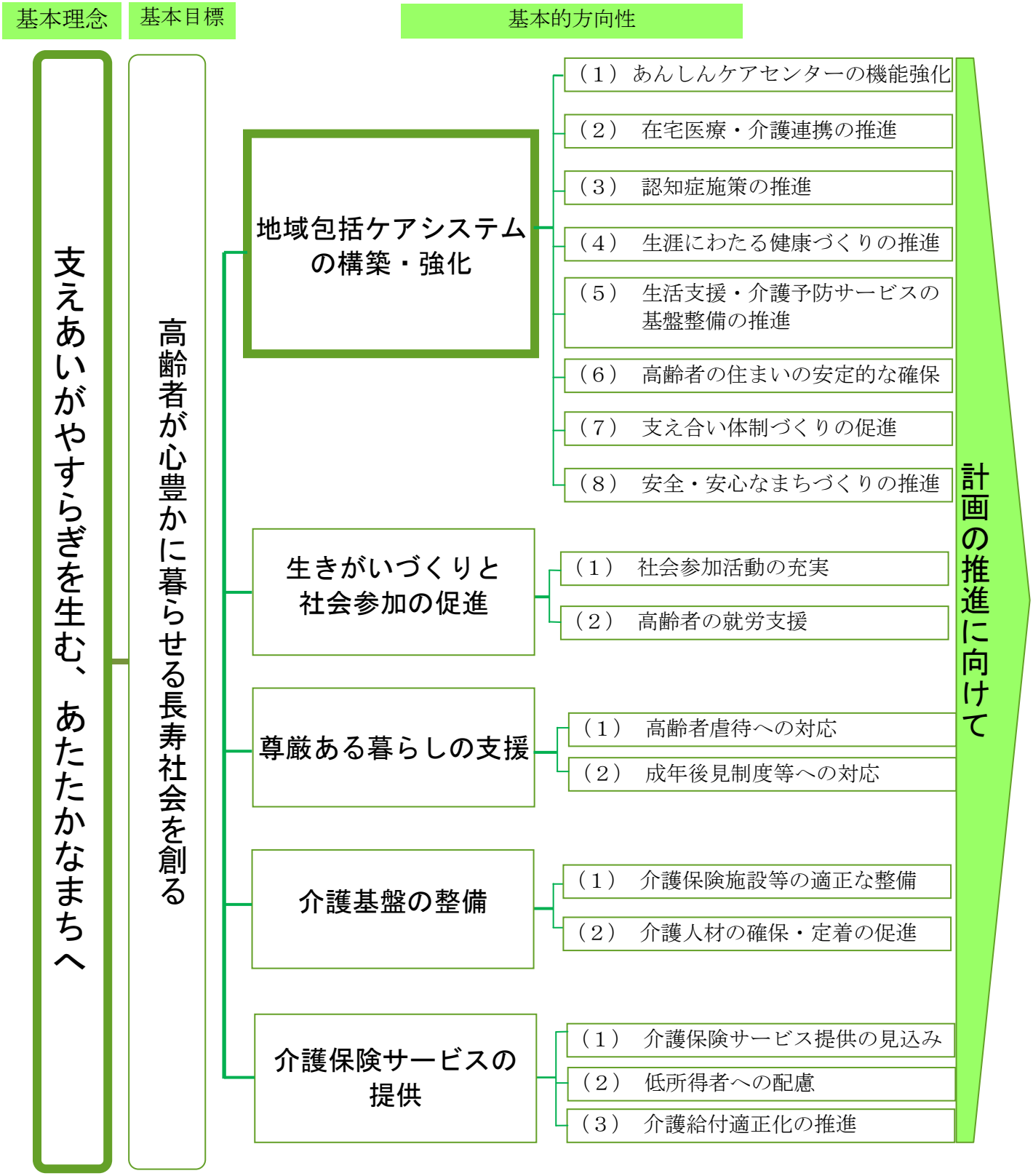
基本理念
基本目標
基本的方向性
支えあいがやすらぎを生む、あたたかなまちへ
高齢者が心豊かに暮らせる長寿社会を創る
地域包括ケアシステムの構築・強化
（1） あんしんケアセンターの機能強化
（2） 在宅医療・介護連携の推進
（3） 認知症施策の推進
（4） 生涯にわたる健康づくりの推進
（5） 生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進
（6） 高齢者の住まいの安定的な確保
（7） 支え合い体制づくりの促進
（8） 安全・安心なまちづくりの推進
生きがいづくりと社会参加の促進
（1） 社会参加活動の充実
（2） 高齢者の就労支援
尊厳ある暮らしの支援
（1） 高齢者虐待への対応
（2） 成年後見制度等への対応
介護基盤の整備
（1） 介護保険施設等の適正な整備
（2） 介護人材の確保・定着の促進
介護保険サービスの提供
（1） 介護保険サービス提供の見込み
（2） 低所得者への配慮
（3） 介護給付適正化の推進
計画の推進に向けて

第４章　施策の取り組み内容について

１　地域包括ケアシステムの構築・強化

（１）あんしんケアセンターの機能強化

○　今後の高齢者人口の増加や分布に応じ、平成 29 年度に 6 センターを増設し 30 センター体制とするとともに、基幹型機能を持つあんしんケアセンターの設置の検討や、新たな介護予防・日常生活支援総合事業や地域包括ケアシステムの充実を図ります。

　あんしんケアセンターの配置人数について、より適正化を図るとともに、職員を計画的に増員します。

（２）在宅医療・介護の連携の推進

○　訪問診療を行う医師の育成や、訪問歯科診療事業を継続するとともに、市認定在宅介護対応薬局の確保、市立病院による訪問診療医のバックアップ体制の構築により、市民が在宅で医療を受けるための基盤整備を行います。

○　在宅医療推進連絡協議会の開催、多職種連携会議・地域ケア会議を実施するとともに市立病院を中心とする市内病院の医療連携ネットづくり、在宅ケア資源データの共有や各種研修などにより、医療・介護関係者の連携やスキルアップ等を図ります。

○　家族介護者が特に困難を感じている介護技術（排泄介助、食事介助方法等）について、訪問介護事業者等が要介護（要支援）者等宅を訪問し、介護技術の講習を行う「家族に対する介護技術養成事業（訪問レッスン）」の実施や家族介護者の介護方法に関する相談を行う家族介護者支援センターを設置します。

（３）認知症施策の推進

○　認知症の進行に応じて生じてくる症状や、受けられる医療・介護サービスなどの情報をまとめた「標準的な認知症ケアパス」を策定し、配布します。

○　認知症について正しく理解していただくために、「認知症サポーター養成講座」や「市政出前講座」の開催に一層力を入れるとともに、子どもたちへの啓発活動を行う「認知症こども“力”プロジェクト」を推進します。

○「認知症初期集中支援チーム」が市内全体で活動できるよう整備を進めます。

（４）生涯にわたる健康づくりの推進

○　食生活、身体活動・運動など様々な分野において、市民の健康づくり活動を支援し、生活習慣の改善を図ります。また、市民自らが健康への関心を高め、主体的に健康づくりに取り組めるように、地域・職域関係者と地域の特性にあったネットワークづくりを推進します。

○　保健福祉センターを拠点とした健康教育や健康相談等の保健サービスの充実及び食育や歯・口腔の健康づくりの推進、運動習慣の普及・啓発を図ります。また、企業などと連携して就労世代に対する健康づくりを支援することで、生活習慣病の予防に努めるとともに、疾病の早期発見・早期治療のため、がん検診等の受診率の向上や予防接種により、疾病予防対策の充実を図ります。

（５）生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進

○　「セルフケアの促進」、「引きこもりの防止」、「地域で活躍するリーダー的存在の養成」などの視点で、元気なうちから健康づくりに取り組むきっかけづくりとなるような一般介護予防事業を展開します。

○　これまで、サービス種類、内容、単価等について全国一律で提供されてきた予防給付のうち、訪問介護と通所介護は、介護保険法の改正により、市町村が地域の実情に応じて、住民主体など多様な主体による柔軟な取り組みにより行われるよう、見直しが図られ、平成 29 年４月までに新しい介護予防・日常生活支援総合事業に移行することとされています。

　本市では、平成 28 年度より、総合事業に一部移行することを予定しており、現行相当のサービスは維持しつつ、多様なサービスの担い手となる地域の人材育成に取り組む生活支援コーディネーターを配置するとともに、リハビリテーション専門職を地域の活動の場へ派遣するなど新しいサービスを段階的に実施し、平成 29 年度に全面的に移行します。

（６）高齢者の住まいの安定的な確保

○　高齢者が地域で安心して生活が送れるよう、バリアフリー構造や手すりの設置など身体機能の低下に配慮した住宅の確保や住宅の改修を支援します。

　また、高齢者にふさわしいハードと安心できる見守りサービスを提供するサービス付き高齢者向け住宅の供給を促進します。

（７）支え合い体制づくりの推進

○　高齢者が住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らし続けることができるよう、「支え合いのまち千葉推進計画（第３期千葉市地域福祉計画）」に基づき、地域、千葉市社会福祉協議会、市が連携・協働して、地域で支え合う仕組みづくりを構築します。

○　民生委員や地域住民などが支え合う高齢者の見守りネットワークづくりを支援します。

　また、地域支え合い体制づくり事業により地域に整備された支え合いの体制を継続させるため、引き続き支援します。

○　高齢者が特別養護老人ホーム等で行うボランティア活動に対して、ポイントを付与する、介護支援ボランティア制度を継続し、高齢者のボランティア活動への参加を支援します。

（８）安全・安心なまちづくりの推進

○　災害時における要支援者の支援について、それぞれの要支援者の状況に応じた的確な支援が重要であり、防災関係部局や地域の自治会組織、自主防災組織、民生委員等と連携し、安否確認や避難支援の仕組みづくりを進めます。

○　高齢者の消費者被害を防止するため、関係機関及び団体が密接に連携し、取組みを行うとともに、悪質商法の手口や対処方法などの啓発に努めます。

○　高齢者が安心して外出し、積極的に社会に関われるよう、都市施設、公園、公共交通機関等のバリアフリー化を推進するとともに、多様な移動手段の確保と充実に努めます。

２　生きがいづくりと社会参加の促進

（１）社会参加活動の充実

○　高齢者が住み慣れた地域でいつまでも元気にいきいきと暮らせるよう、これまで高齢者が培ってきた知識・経験・技術やライフスタイルなどにあわせて、学習や、スポーツ、レクリエーション、ボランティア活動などを行うことができる場の確保や機会の創出、情報提供に努めます。

○　仲間づくりや社会参加を促進するため、老人クラブなどの地域の高齢者の自主的な活動へ支援を行います。

（２）高齢者の就労支援

○　意欲や能力を持った高齢者の就労を支援するため、その特性に合った就業機会の開拓を推進します。

○　社会参加を促進するため、シルバー人材センターによる高齢者の就労支援の充実を図ります。

３　尊厳ある暮らしの支援

（１）高齢者虐待への対応

○　高齢者虐待に関する市民の理解を深めるため、パンフレットの配布・町内自治会での回覧など広報・啓発活動の実施や、高齢者を虐待から守る活動、虐待の早期発見、早期対応、再発防止に努めます。

○　養介護施設従事者等（施設職員や介護職員）に対しては、その資質の向上を図るため、新任職員や指導的立場にある職員など目的に合わせた研修を実施するほか、施設等に対しては、身体拘束の排除とともに、虐待防止に関する適切な指導・監督を強化します。

○　高齢者虐待の発生時には、必要に応じ警察などと連携し対応するほか、被虐待者と虐待者を分離する場合の緊急受け入れ先である施設の確保に努めます。

（２）成年後見制度等への対応

○　高齢者が認知症や介護の必要な状態になっても、生命や財産が守られ尊厳ある暮らしが継続できるよう、成年後見制度等の利用を促進します。

　また、成年後見支援センターの事業を広く市民に啓発・広報し、利用促進を図るほか、引き続き市民後見人の養成を行うとともに、今後もあんしんケアセンターとともに、高齢者の権利擁護のための支援をします

４　介護基盤の整備

（１）介護保険施設等の適正な整備

○　特別養護老人ホームなどの介護保険施設について、入所できる利用者とその家族の負担軽減を図るため、整備の促進を図ります。

（２）介護人材の確保・定着の促進

○　質の高いケアマネジメントを実現できるよう、介護支援専門員への支援体制を充実するとともに、介護人材の確保・定着に努めます。

引き続き、関係団体等で構成する協議会において対策を協議・検討するとともに、医療・介護サービス提供体制を推進し、将来を見据えた参入促進・人材育成、介護職員の定着支援のための取り組みを推進します。

５　介護保険サービスの提供

（１）介護保険サービス提供の見込み

計画【平成 24 年度～平成 26 年度】の状況や国の考え方を踏まえ、平成 27 年から 29 年度までのサービス量を見込みます。

（２）低所得者への配慮

低所得者に配慮した施策に努めるとともに、負担能力に応じた保険料を設定します。

（３）介護給付の適正な事業の推進

国が示した「第３期介護給付適正化計画に関する指針」を踏まえ、引き続き「要介護認定の適正化」、「ケアプランの点検」、「住宅改修等の点検」、「医療情報との突合・縦覧点検」、「介護給付費通知書」の主要５事業を実施します。また、介護予防に資する効果的なプランとするため、介護支援専門員のスキルアップやケアプランの点検の充実を図ります。

第５章　計画の推進に向けて

１　体制整備の推進

介護保険制度の改正に伴う実施状況と効果を検証しつつ、引き続き介護保険制度の持続可能性を確保すべく給付の重点化・効率化に向けた取り組みを行います。

また、「地域包括ケアシステム」を実現するため、庁内関係部局の連携の強化を図ります。

計画の推進にあたっては、庁内関係部局の連携はもとより、国県の関係行政機関、保健・医療・福祉部門の関係団体並びに介護サービス事業者や地域団体、市民活動団体等との連携強化に努めます。

２　進行管理と事業評価

計画に基づく施策の実現が図られるよう、毎年度、事業の達成状況を把握し、進行管理を行うとともに、目標量を設定している事業については、その達成状況について、定量的な評価を行います。

事業一覧（体系図）

基本理念

支えあいがやすらぎを生む、あたたかなまちへ

基本目標

高齢者が心豊かに暮らせる長寿社会を創る

基本的方向性

重点取組

1　地域包括ケアシステムの構築・強化

施策の展開	主な事業
（1）あんしんケアセンターの機能強化	1　あんしんケアセンター職員の増員
	2　あんしんケアセンターの増設
	3　あんしんケアセンターの公正・中立な運営
	4　あんしんケアセンター等運営部会
（2）在宅医療・介護連携の推進	1　地域の医療・介護・福祉資源の把握及び活用
	2　地域ケア会議の推進
	3　在宅医療・介護連携に関する研修の実施
	4　24時間365日の在宅医療・介護体制の構築
	5　在宅医療の充実
	6　在宅医療・介護連携支援センター（仮称）の運営
	7　在宅医療介護シンポジウムの開催
	8　訪問診療を行う医師の育成
	9　関係者間をつなぐクラウド型システムの導入
	10　介護支援専門員等への支援
	11　家族介護者支援
	12　家族介護慰労
	13　地域の保健・医療・福祉関連連携の強化

（3）認知症施策の推進

1　認知症初期集中支援チームの設置・運営
2　認知症疾患医療センターの機能強化
3　認知症こども”力”（ちから）プロジェクトの推進
4　MCI（軽度認知障害）の早期発見とケア
5　標準的な認知症ケアパスの作成・普及
6　かかりつけ医の認知症対応
7　認知症サポート医の養成
8　認知症高齢者家族介護研修
9　徘徊高齢者SOSネットワーク
10　徘徊高齢者位置情報システム
11　ちば認知症相談コールセンター
12　キャラバンメイトの養成
13　認知症サポーターの養成
14　認知症コーディネーターの養成
15　認知症カフェの整備
16　認知症に対応した介護サービス提供基盤の整備

（4）生涯にわたる健康づくりの推進

1　食生活改善の推進
2　食育の推進
3　地域健康づくり支援ネットワークの推進
4　ヘルスサポーターの養成
5　健康運動習慣の普及・定着の推進
6　こころの健康づくりの推進
7　歯・口腔の健康づくりの推進
8　がん検診等の推進
9　健康診査等の推進
10　健康教育
11　健康相談
12　訪問指導
13　感染症予防対策

（5）生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進

1　介護予防事業対象者の把握
2　介護予防教育
3　介護予防相談
4　介護予防普及啓発
5　健康づくりプロジェクト
6　チャレンジシニア教室
7　シニア水中プログラム
8　リハビリ集中（仮・28年度～）
9　シニアリーダー講座
10　口腔ケア
11　地域介護予防活動支援
12　介護予防事業評価
13　生活管理指導短期宿泊
14　おむつ給付等
15　安心電話
16　緊急通報システム整備
17　日常生活用具給付
18　家具転倒防止対策
19　訪問理美容サービス
20　寝具乾燥サービス
21　ねたきり老人歯科診療送迎
22　生きがい活動支援通所
23　機能回復訓練
24　介護予防・生活支援ニーズ把握
25　生活支援コーディネーターの設置
26　生活支援サービス体制の整備
27　高齢者見守りネットワーク構築の推進
28　介護支援ボランティア
29　民間事業者等による見守り
30　孤独死防止通報制度の運用
31　福祉有償運送実施団体への指導・助言
32　外国人等高齢者福祉給付金支給

（6）高齢者住まいの安定的な確保

- 1　住宅のバリアフリー化の促進
- 2　住宅改修費支援サービス
- 3　サービス付き高齢者向け住宅の供給促進
- 4　UR都市機構との連携
- 5　民間賃貸住宅への入居支援
- 6　高齢者用公共賃貸住宅（シルバーハウジング）の提供
- 7　シルバーハウジング生活援助員派遣
- 8　生活支援ハウス
- 9　養護老人ホーム
- 10　軽費老人ホーム（ケアハウス及びA型）
- 11　有料老人ホーム

（7）支え合いの体制づくりの促進

- 1　社会福祉協議会地区部会活動の支援
- 2　社会福祉施設におけるボランティア受け入れ体制の支援
- 3　地域運営委員会の設置の促進
- 4　三世代同居等支援
- 5「支え合いのまち千葉推進計画（第3期千葉市地域福祉計画）」の推進

（8）安全・安心なまちづくりの推進

1　ちばし安全・安心メール

2　交通事故の防止

3　避難行動要支援者の把握

4　避難行動要支援者情報の消防局での活用

5　防災知識の普及啓発

6　住宅防火訪問指導

7　家具転倒防止対策（再掲）

8　消費者被害の防止

9　ちばし消費者応援団登録

10　千葉市高齢者等悪質商法被害防止ネットワーク会議

11　都市公園のバリアフリー化

12　移動・交通手段の円滑化

13　都市施設の整備改善の推進

2 生きがいづくりと社会参加の促進

施策の展開	主な事業
（1）社会参加活動の充実	1 いきいきプラザ・いきいきセンターの運営
	2 いきいき活動外出支援
	3 ことぶき大学校の運営
	4 スポーツ・レクリエーションの振興
	5 ボランティアデータベースの運用
	6 ボランティア活動の促進
	7 高齢者学級・講座の充実
	8 世代間交流の促進
	9 全国健康福祉祭参加
	10 老人クラブ育成
（2）高齢者の就労支援	1 コミュニティビジネスの促進
	2 シルバー人材センターの充実

3 尊厳ある暮らしの支援

施策の展開	主な事業
（1）高齢者虐待への対応	1 高齢者虐待発生時の居室確保
	2 高齢者虐待防止マニュアルの充実
	3 高齢者虐待防止連絡会の開催
	4 高齢者虐待予防・防止の普及啓発
	5 高齢者権利擁護・身体拘束廃止研修
（2）成年後見制度への対応	1 成年後見制度利用支援
	2 成年後見支援センター
	3 日常生活自立支援

４ 介護基盤の整備

施策の展開	主な事業
（1）介護保険施設等の適正な 整備	予防給付サービス

居宅系の介護予防サービス

- １ 介護予防訪問介護
- ２ 介護予防通所介護
- ３ 介護予防訪問入浴介護
- ４ 介護予防訪問看護
- ５ 介護予防訪問リハビリテーション
- ６ 介護予防居宅療養管理指導
- ７ 介護予防通所リハビリテーション
- ８ 介護予防短期入所生活介護
- ９ 介護予防短期入所療養介護
- 10 介護予防福祉用具貸与
- 11 特定介護予防福祉用具販売
- 12 介護予防住宅改修
- 13 介護予防認知症対応型通所介護
- 14 介護予防小規模多機能型居宅介護

居住系の介護予防サービス

- １ 介護予防特定施設入居者生活介護
- ２ 介護予防認知症対応型共同生活介護

介護給付サービス

居宅系サービス

1　訪問介護
2　訪問入浴介護
3　訪問看護
4　訪問リハビリテーション
5　居宅療養管理指導
6　通所介護
7　通所リハビリテーション
8　短期入所生活介護
9　短期入所療養介護
10　福祉用具貸与
11　特定福祉用具販売
12　住宅改修
13　居宅介護支援
14　認知症対応型通所介護
15　小規模多機能型居宅介護
（複合型サービスを含む）
16　定期巡回・随時対応型訪問介護看護

施設・居住系サービス

1　介護老人福祉施設等
（特別養護老人ホーム）
2　介護老人保健施設
3　特定施設入居者生活介護等
（介護付有料老人ホーム等）
4　認知症対応型共同生活介護
（高齢者グループホーム）
5　介護療養型医療施設

（2）介護人材の確保・定着の促進

1　介護職員初任者研修受講者支援
2　介護人材の確保に向けた広報の充実
3　福祉人材確保・定着千葉地域推進協議会
の開催

５ 介護保険サービスの提供

施策の展開	主な事業
（1）介護保険サービス提供の見込み	
（2）低所得者への配慮	１ 低所得者に対する本市独自の保険料減免 ２ 低所得者に対する利用者負担軽減
（3）介護給付適正化の推進	１ ケアマネジャーへの支援 ２ サービス事業者への支援 ３ 介護相談員派遣事業の実施 ４ 居宅介護支援事業者等支援 ５ 制度や事業者情報に関する広報の推進 ６ 介護保険給付の適正化 ７ 居宅及び施設サービスの適切な事業者指定 ８ 公平な要介護認定の実施 ９ 高齢者福祉・介護保険専門分科会 10 地域密着型サービスの適切な事業者指定